## 公表

## 事業所における自己評価結果

事業所名 児童発達支援 みつメル

調査実施期間

公表日

2024年 11月 13日~2025年 2月25日

2025年 2月 27日

ホームページアドレス http://ecodomo.info/mitsumeru/

調査票配布数: 13 枚

調査票回収数: 3枚

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	2	1		
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、 職員の配置数は適切であるか。	3	0		・今以上に増えると不安 ・一日に、児童発達支援は午前中5人、 放課後等デイサービスは午後5人を 目安に、少人数の安心感を大切にして 行きたいと思います。
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	2	1		
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、 こども達の活動に合わせた空間となっているか。	2	1		
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	3	0		
	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り) に、広く職員が参画しているか。	3	0		
***	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けて おり、その内容を業務改善につなげているか。	3	0		
業務改善	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につ なげているか。	3	0		
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている か。	2	1		第三者評価の依頼をしたいと思います。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	3	0		
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	3	0		
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者の ニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を 作成しているか。	3	0		
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の 利益を考慮した検討が行われているか。	3	0		
適	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われて いるか。	3	0		
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	3	0		
	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	3	0		

		T			常勤だけでなく、スタッフ全員で力を合わせ	
切な支	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	2	1	吊動だけではく、スタップ主員で力を合わせ てプログラムを作っていきたいと思っています。	
援の提供	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	3	0		
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課 後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	3	1		計画の中で個別と集団とを表記していなかったので、明確化します。
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	2	1	送迎の関係でゆっくり打合せできないスタッ フもいますので、オンラインで実施していま す。	効率化をはかるあまりに顔と顔を合わせた打合せが少なくなっているのも現実です。4月から改革することにしました。
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の 振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	2	1	送迎の関係でゆっくり打合せできないスタッ フもいますので、オンラインで実施していま す。	効率化をはかるあまりに顔と顔を合わせた打合せが少なくなっているのも現実です。5月から改革することにしました。
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	3	0		
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの 必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	3	0		
	24	児童発達支援ガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせて 支援を行っているか。	3	0		
	25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定 をする力を育てるための支援を行っているか。	3	0		
	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、 そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	3	0		
	27	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	3	0		
	28	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻 の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適 切に行っているか。	3	0		
関係機	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援 事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	3	0		
関や保	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等 へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している か。	2	0		
護者とこ	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスー パーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	3	0		
の連携	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する 機会があるか。	3	0		
	33	(自立支援) 協議会等へ積極的に参加しているか。	3	0		
	34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課 題について共通理解を持っているか。	3	0		
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム (ペアレント・トレーニング等) や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	2	1		
	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	3	0		
	37	児童発達支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、 こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意 向を確認する機会を設けているか。	3	0		

	38	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	3	0		
保護者への説明等	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要 な助言と支援を行っているか。	3	0		
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、 保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、 きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。	2	1		
	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するととも に、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対 応しているか。	3	0		
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	3	0		
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	3	0		
	44	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮を しているか。	3	0		
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を 図っているか。	3	0		
	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染 症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発 生を想定した訓練を実施しているか。	1	2	月に1回では、シフトで入っていないスタッフが訓練できないため、キャンペーン週間に 人を替え行うことにしました。	
	47	業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	2	1	月に2回では、シフトで入っていないスタッフが訓練できないため、キャンペーン週間に 人を替え行うことにしました。	
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	2	1	LINEアプリ、ワークスで情報をシェアしてい ます。	
	49	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応が されているか。	3	0	LINEアプリ、ワークスで情報をシェアしてい ます。	
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置 を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	1	2	掲示だけでは周知できないため、研修等に参加するよう今後とも呼びかけていきます。	掲示でのお知らせだけでなく、LINEや、ホームページを使って、研修や訓練等に参加するよう今後とも呼びかけていきます。
非常時	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	2	1	掲示だけでなく、連絡帳で訓練を行った様子 などをお伝えしています。	掲示でのお知らや連絡帳だけでなく、LINEなどを使って、訓練を行った様子などをお伝えしていきます。
等の対応	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検 討をしているか。	2	1		
///	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	2	1	チェックリストを実施し、意識づけをしてい ます。	
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。	2	1	保護者には、契約時に利用契約書の第3条第3項により説明しています。 児童福祉法や障害者虐待防止法等で、 く緊急やむを得ない場合の身体拘束とは> ①命にかかわる行為(切迫性) ②道路への飛び出しなどの行為(非代替性) ③身体拘束等の行動制限が一時的であること (一時性) と定められており、やむを得ず身体拘束を行った場合には、その理由、時間、様子などを記録、報告の義務があります。	やむを得ず身体拘束を行った場合、身体拘束の態様や時間、その際の利用児童の心身の状態並びに身体拘束を行なった理由などを記録しています。その「身体拘束記録(チェックリスト)」によると、2024(令和6)年には4月に1件、6月に1件、8月に1件、6計3件の身体拘束が記録されています。3件とも「危険回避の為」が理由で、職員による1分〜数分以内のできごとであり、その児童の保護者には連絡済です。やむを得ない身体拘束が減るように、今後とも努力いたします。